

1 審議会の結論

令和2年4月2日付けの「平成〇〇年度宮崎県立高等学校一般入学者選抜検査における以下のことが分かるもの。息子・〇〇について、中学校の通知表等に基づいて作成された調査書及び一般入学者選抜検査の結果等に基づいて作成される選考会議資料における「減点・評点」が〇〇である根拠・理由が分かるもの。ただし、延岡高校に関するもの。」についての保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和2年4月14日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

「1. 記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 〇〇は、評定減点〇〇については、全く心当たりがない。〇〇中学校在学中における特別支援学級への通級に係る遅刻・早退の理由についての不当な評価、第一学年と第二学年の通知表の評定欄が一部無記入であるにもかかわらず、調査書には全ての学年の全ての教科について評定が記入されていること、私立高校の特進科にも合格していること、その後複数の私立高校が入学を許可したにもかかわらず、最終的には理由も示されないまま不許可となったこと、その他様々に不信感を抱かざるを得ないことがあった。

イ 非開示理由中の「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」の「適正」の要件審査に当たって、開示することの利益が比較衡量の対象になる。「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものである必要があり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。したがって、一般的にあって、本号は、行政機関に広範な裁量を認める趣旨ではない。

ウ 2（2）アは、〇〇が受けた不当な処遇の一端を述べたに過ぎない。

非公開とするためには、個別具体的な検討による判断が必要とされるところ、2（2）イに述べた非開示とするための必要な検討が十分になされないまま、定型的かつ画一的な判断が示されたものと評価できる。したがって、非開示決定は違法と言わざるを得ない。

エ 以上の理由により、本件処分は違法であるから取り消されなければならない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 部分開示とした保有個人情報

平成〇〇年度宮崎県立高等学校一般入学者選抜検査における以下のことが分かるもの。審査請求人の息子について、中学校の通知表等に基づいて作成された調査書及び一般入学者選抜検査の結果等に基づいて作成される選考会議資料における「減点・評点」が〇〇点である根拠・理由が分かるもの。ただし、延岡高校に関するもの。

(2) 部分開示とした理由

本件請求に関しては、宮崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第7号ウ「指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」に該当する不開示情報が含まれることから、部分開示を行ったものである。

高校入試の可否を選考する会議資料の作成に係る教科ごとの点数（減点）については、学校内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、入学者選抜における判断基準が明らかになり、今後中学校における指導に偏りが出るなどの影響が懸念されるとともに、選考事務の過程や基準が明らかになり、公平・公正で適正な選考事務に支障をきたすおそれがあることから、部分開示を行ったものである。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 弁明書の後半部分は、条例第17条第6号を適用しているものと認められるところ、当該適用条号は、保有個人情報部分開示決定通知書の

「保有個人情報の一部について開示をしない理由」欄に記載されていない。よって、同部分開示決定には理由不備の違法があると言わざるを得ない。

イ 部分開示文書には、評定減点として〇〇との記載がある。この「評定」とは、一体何を評価し決定（減点）したのか不明である。審査請求人及び息子には、非開示とした根拠及び理由を知る権利が存する。非開示部分を開示したからといって、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす」というのであれば、「適正」の要件を個別具体的に審査し、実質的にいかなる「支障」を及ぼすのか明らかにする必要がある。

ウ 弁明書において、非公開理由の中に、「高校入試の合否を選考する会議資料の作成に係る教科ごとの点数（減点）」と記載されていることから、初めて「教科ごとの点数」が減点されたことが明らかになった。教科ごとの点数は、学力試験及び通知表の評価点によって評定されるものと思料される。しかし、請求人らは教科ごとの点数が減点される合理的な根拠・理由等を見いだすことはできないため、当該根拠・理由等について、実施機関には説明責任が存する。

エ 入学者選抜における判断基準は、受験者に一定程度明らかにするべきであり、必要以上に不透明にすることは、むしろ不正な合否決定を誘発し、決定権者の恣意や口利き等を許容する体質の温床となりかねない。

オ いかなる審議、検討をしているか等は重要な情報であり、請求人らにとっては開示されることに法的保護に値する利益が存する。もし、不当な判断がされようとしている情報が、当事者本人に開示されなければ、反論することさえできないからである。したがって、不開示情報に該当するか否かの判断は、開示請求者の開示を受けることによる利益と行政の事務の適正な遂行等の公益とを比較衡量し個々の請求ごとに行うものであることから、本件においては請求人らの利益の方が明らかに優越するのであり、事項的基準に該当するものであるとしても、不開示情報に該当するとは言えない。

カ 本件事案においては、行政による意思決定手続を不開示とする保護利益よりも、むしろ請求人らに対して当該意思決定過程情報を開示する利益の方が法的保護に値する。

キ 以上の理由により、本件決定は取り消されなければならない。

5 審査請求人の意見書要旨

審査請求人が意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができることとされている。（条例第18条の2）本件は、これを適用させるべき事案である。

6 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年 9月 9日	諮問を受けた。
令和3年10月15日	諮問の審議を行った。
令和3年12月17日	諮問の審議を行った。
令和4年 1月27日	諮問の審議を行った。

7 審議会の判断理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、宮崎県立延岡高等学校が作成した、審査請求人の息子に係る、平成〇〇年度宮崎県立高等学校一般入学者選抜検査の選考会議資料の一部である。当該資料は、延岡高等学校が審査請求人の息子が在籍していた中学校から提出された資料に基づいて作成したものである。

(2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項及び第4項に基づき、インカメラ審理（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審議会の委員が本件決定に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと）を行うとともに、実施機関の出席を求め、不開示理由の説明を聴いた。

また、審査請求人より意見陳述の申立てがあったことから、条例第48条の2第1項に基づき、意見陳述を実施した上で、本件決定の妥当性について審議した。

(3) 条例の規定について

条例第17条第7号（行政の事務事業に関する情報）

ア 条例第17条第7号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、」同号アからキまでに掲げるものに該当するものを不開示情報として規定している。

イ 同号アからキまでのうち、ウは「指導、選考、診断、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」と規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定について、条例第17条第7号ウの妥当性を検討する。

実施機関は、評定減点の根拠となる教科ごとの点数及びその算出方法について、選考事務に関し、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるものとして、条例第17条第7号ウに基づいて不開示としている。

本件保有個人情報については、同号ウに基づいて直ちに不開示となるものではなく、個々の事例ごとに、開示することによる利益と不開示とする利益とを比較衡量して、当該判断に支障を及ぼすと認められるときに不開示とすることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

当審議会にて、同号ウに基づいて不開示とした箇所（以下「本件不開示箇所」という。）を見分したところ、教科ごとの点数及び評定減点の算出結果が記載されているものであった。

本件不開示箇所について、実施機関の説明を聴いたところ、教科ごとの点数及び評定減点の算出方法は、各高等学校の裁量で決定しているものであるとのことであった。また、実施機関は、本件不開示箇所はあくまでも選考会議資料の一部でしかなく、これを開示することで、当該高等学校への受験を断念する等、受験者やその保護者及び各中学校に誤解を与えてしまう可能性があるとともに、各中学校における評価についても、受験を考慮して正しい評価ができなくなるおそれがあると主張する。

以上の説明を聴いた結果、本件不開示箇所は、各高等学校ごとの裁量に

よって決定されるもので、各高等学校ごとに配点が異なるものであり、このような裁量的要素が入り込む部分を開示すると、各高等学校とは異なる評価を自ら行った受験者が、各高等学校が行った評価に対して不平不満を主張することはあり得ると容易に想定できるところであり、そのような不平不満に対して、逐一理解を得るような説明をすることは困難であると考えられ、それを否定する根拠はない。また、その結果として、本件不開示箇所を開示すると、各高等学校の評価を巡って各高等学校と開示請求者等との間に無用の混乱が生じるおそれを否定することはできない。よって、本件不開示箇所については、不開示が妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 条例第17条第6号の該当性について

審査請求人は、実施機関が作成した弁明書の後半部分について、条例第17条第6号を適用しているものと認められるところ、本件決定通知書の「保有個人情報の一部について開示をしない理由」欄に記載されていないと主張する。

同号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に県民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」に該当するものを不開示情報として規定している。

同号に規定する不開示情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものであるため、実施機関は、本件不開示箇所が高校入試に関する事務又は事業の適正な遂行に関する情報であるとして、同号ではなく、条例第17条第7号ウによって不開示としたものである。

実施機関による説明を聴いた結果、将来の同種の事務又は事業に係る適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められたため、本件決定において、実施機関が条例第17条第6号ではなく、条例第17条第7号ウによる不開示としたことは妥当である。

イ 条例第18条の2の該当性について

審査請求人は、第18条の2に規定する「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対

し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、開示が必要である旨主張している。

ここで、条例第18条の2の規定を適用する妥当性については、情報を開示することにより保護される利益と、開示しないことにより保護される利益を比較衡量して判断する必要がある。当審議会にて、本件不開示箇所を見分したところ、本件の場合、審査請求人の主張する事情をもって、不開示とすることにより保護すべき利益を犠牲にしてまで開示すべき特段の必要性があるとは認められないため、不開示が妥当である。

ウ その他、審査請求人は、審査請求書及び反論書等において、中学校での評価等について種々主張するが、審査請求人のその他の主張については、当審議会では判断し得るところではない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。